

旅行業約款（受注型企画旅行契約）

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約（以下「受注型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般的に確立された慣習によります。

第二条 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第二条 この約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行を行います。

第三条 「国内旅行」には、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」には、国内旅行以外の旅行をいいます。

第四条 この約款で「通信契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受け締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は債務を、当該債務又は債務が履行される旨を以てに定めた提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者がかかるものと承諾します。かかる当該受注型企画旅行契約の旅行代金等を第十二条第二項、第十六条第一項後段、第十九条第二項に定める方法により支払うこととを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。

第五条 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は仮払債務を履行すべき日をいいます。

（旅行契約の内容）

第六条 当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（手配代行者）

第七条 当社は、受注型企画旅行契約の履行に当たって、手配の一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行せざることがあります。

第二章 契約の締結

（企画書面の交付）

第八条 当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、当社の業務上の都合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面（以下「企画書面」といいます。）を交付します。

第九条 当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金（以下「企画料金」といいます。）の金額を明示することがあります。

（契約の成立）

第十条 前条第一項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の項目を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

第十一條 前項第一項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に受注型企画旅行契約の申込金を支払うべき旅行者は、当社の申込金が明示された企画料金を含みます。又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

第十二條 受注型企画旅行契約に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲内でそれに応じます。

第十三條 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（契約締結の拒否）

第十四條 当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の終結に応じないことがあります。

一 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

二 通常契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である。旅行者の旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済しないとき。

三 旅行者が暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力をあると認められるとき。

四 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力でいる行為等はこれらに該する行為を行ったとき。

五 旅行者が、風紀を乱す、偽造を用いたりして威力を以て当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為等はこれらに該する行為を行ったとき。

六 他の当社の業務との合意があるとき。

（契約の成立時期）

第十五條 受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第六条第一項の申込金を受理した時と成立するものとします。

第十六條 通常契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約書面の交付）

第十七條 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

第十八條 当社は、前条第一項の企画書面において企画料金の金額を明示した場合は、当該企画料金を前項の契約書面において明示します。

第十九條 当社は、第一項の契約書面に記載する企画料金の金額を明示した場合は、第一項の契約書面に記載するところによります。

（確定書面）

第二十条 当社は、前条第一項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載した場合は、当該契約書面において利用予定の宿泊機関又は旅行計画上重要な運送機関の名称を確定して記載した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日よりおおむね七日以内に当社に提出する受注型企画旅行契約の確定書面に記載された日付に依る）まで当該契約書面に記載する日までに、この確定書面を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

第二十一条 前項の場合は、前条第三項の規定により当社が手配し旅程を算定する旅行社等が、当該確定書面に記載するところと定められます。

（情報通路の技術を利用する方法）

第二十二条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に対する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に従えて、情報通路の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供します。

第二十三条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第二十四条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第二十五条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第二十六条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第二十七条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第二十八条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第二十九条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第三十条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第三十一条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第三十二条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第三十三条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第三十四条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第三十五条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第三十六条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第三十七条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第三十八条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第三十九条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第四十条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第四十一条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第四十二条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第四十三条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第四十四条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第四十五条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第四十六条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第四十七条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第四十八条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第四十九条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第五十条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第五十一条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第五十二条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第五十三条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第五十四条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第五十五条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第五十六条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第五十七条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第五十八条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第五十九条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第六十条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第六十一条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第六十二条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第六十三条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第六十四条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第六十五条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第六十六条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第六十七条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第六十八条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第六十九条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第七十条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第七十一条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第七十二条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第七十三条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第七十四条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第七十五条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第七十六条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第七十七条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第七十八条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第七十九条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第八十条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第八十一条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第八十二条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第八十三条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第八十四条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第八十五条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第八十六条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第八十七条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第八十八条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第八十九条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第九十条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第九十一条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第九十二条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第九十三条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第九十四条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第九十五条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第九十六条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第九十七条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。

第九十八条 当社は、前項の記載事項が記録されたファイルに記録されたときに確認します。